

業務説明資料

※本資料に記載した内容は現在検討中であるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施条件となるものではない。

1 総則

(1) 適用範囲

本業務説明資料は「2023年度 国際園芸博覧会の植物監理実施運営補助業務委託」（以下、「本業務」という）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という）の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2023年度 国際園芸博覧会の植物監理実施運営補助業務委託

(4) 履行期限

契約の日から2024年3月29日（金）

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に開催することを2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から承認された。また、2022年11月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定され、2022年12月に「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」として認定をうけた。

2027年3月の開催に向けては、国等の関係組織と連携を図りながら、本博覧会の植物監理計画や植物調達の実行を行う必要がある。

本業務は、本博覧会における植物監理計画及びその下位計画となる植物調達・施工・維持管理計画の各実施計画を、協会が会場設計等の検討を基に具体化する業務について、他受託事業者等と連携しながら補助を行うとともに、各実施計画に基づいて本博覧会の植物供給者（以下、「植物供給者」という）等と連携した植物調達の運営業務の補助を行うことを目的とする。

(2) 留意事項

ア 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」の農&園藝チーフコーディネーター等構成員の意見を聞きながら進めること。なお、構成員への謝金は本委託業務から除くものとする。

イ 上記とは別に、必要に応じ協会の指定する有識者から意見を聞きながら進めること。なお、有識者へのヒアリングの実施に係る費用及び手続一式は、本委託業務に含むものとする。

- ウ 国等の関係機関（農林水産省、国土交通省、神奈川県、横浜市等）、助言者、植物供給者及び協会内各課等との綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。
- エ 昨年度行われた協会内の各WG等の検討を踏まえ、今年度実施される協会の他委託（会場設計、輸送アクセス、発注者支援、展示計画、出展計画、会場運営計画、企画業務等）の受託者と連携して取り組み、検討を行うこと。
- オ 上記、ア～エの連携にあたっては各WG・会議等が実施されるため、それらに参加、資料作成及び調整等を行い、適切に作業を進めること。
- カ 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを適宜確認すること。
- キ 我が国における花き園芸・造園・農業等の振興を目指すとともに、A1クラスの国際園芸博覧会であることを念頭に取り組むこと。
- ク 本業務遂行に必要な各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与する。

3 業務内容

以下の項目について、委託者と協議しながら検討を行う。

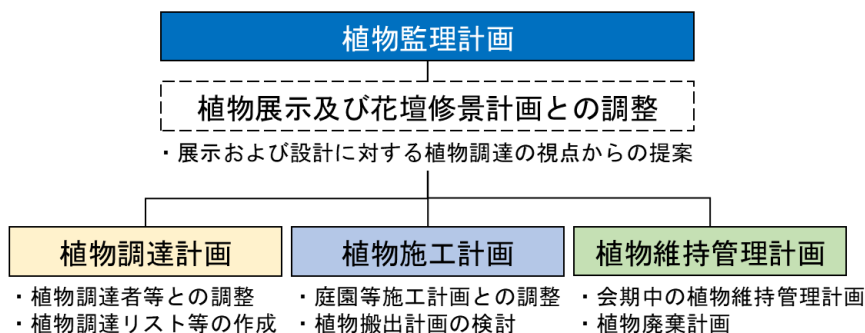
本業務は、協会が管理する、もしくは協会が出展者から植物調達を含めた業務を受託して管理する植物を対象とする。植物調達及び植物施工に関しては、原則として支給材として施工者に提供する植物を、植物維持管理に関しては、会場内の全ての植物を検討の対象とする。

なお、業務の遂行にあたっては、展示園基本設計等の設計側が提示するテーマや植栽イメージに対し、植物調達の視点から本博覧会の開催趣旨や花き園芸・造園等の関係分野の課題と方向性を踏まえつつ、本博覧会において展示すべき植物の提案を行うこと。

(1) 植物監理実施計画及び下位計画の策定補助

植物監理には、植物調達計画・植物施工計画・植物維持管理計画の下位計画（以下、「各植物計画」という）を含む。これらを統合・監理（進行管理等）し、齟齬のない計画・運営を行うため、植物監理計画がある。協会が行うこれらの計画の策定に当たって、この補助を適切に行うため、植物監理の体制を理解し、必要に応じて与条件を整理してから業務に取り組むこと。

これらの補助業務の遂行にあたっては、契約後に貸与する成果品の内容を踏まえるとともに、別途発注される会場実施設計等の確定に伴い各植物計画へ反映させる必要があることを理解すること。



植物監理体制のイメージ図

ア 植物監理計画の具体化検討案の作成

協会が策定する植物監理計画の策定補助業務として、別で検討される会場実施設計等の内容を反映し、各植物計画の進捗管理・調整や、各植物計画を横断する以下の事項について、具体化検討案の作成を行う。

(ア) 植物監理体制

・植物監理体制

他の発注方針等を鑑みた植物調達、植物施工、植物維持管理を総合調整する植物監理の体制案及び運用方法を検討する。

・植物監理体制図

開催期間である2027年度を見据えた植物監理体制図案（案）を作成する。

(イ) スケジュール（2023年度段階における検討案）

・植物監理スケジュール

・植物調達・生産スケジュール（養生が必要な期間設定を含む）

・植物維持管理スケジュール（会期前～会期中を対象とする）

※会場・展示園等の実施設計は別途検討されており、適宜情報提供する。

(ウ) 各種事業費

積算対象、項目、手法は委託者と協議の上、決定する。

（例）・植物維持管理費（会期前、会期中を含む）

・植物調達費（材料費、委託費、植物バックヤード運営費等）の積算及び見積書作成

・植物供給者から提出される見積内容の妥当性の確認

・植物供給者の事務局体制とその事務費に係る妥当性の確認

・植物ローテーション施工費（植替えで発生する作業費等を主な対象とするが、初期整備で発生する施工費も積算の対象とする）

イ 植物調達計画の具体化検討案の作成

協会が策定する植物調達計画の策定補助業務として、以下の事項について、具体化検討案の作成を行う。

(ア) 植物調達計画

・各実施設計の確定（調達規模の変動）に伴う調達体制、手法等の更新

・緊急時の適切な対応方法（安全管理、自然災害、事故発生防止等）

(イ) 植物バックヤード運営計画

・配置図、必要施設や物品の更新

・搬出入時の荷下ろし、施工場所への搬出、積み荷作業の円滑・効率化

(ウ) 植物に関するサステナビリティ

・実現可能な環境配慮型の植物調達、SDGsに即した資材工夫等の検討

（例）使用後植物の再利用、廃棄植物の堆肥化 等

・実現可能な範囲での環境や生態系等に影響をおよぼす農薬等の使用制限に関する検討

※本項目は「(1)のエ 植物維持管理計画」にも反映すること。

・別途業務で検討されるサステナビリティに係る計画等との連携

ウ 植物施工計画の具体化検討案の作成

協会が策定する植物施工計画の策定補助業務として、別で検討される会場実施設計や発注方法（プロジェクトマネジメント・コンストラクションマネジメント）等の内容を基に、主にローテーション施工（会期中の植替え）における工区ごとの作業方法や、植物バックヤードに植物を滞留させない植物搬出計画等に関する以下の項目について、具体化検討案の作成を行う。

- ・植物施工体制
- ・植物施工工区
- ・植物施工内容及び作業方法等
- ・植物バックヤードの活用方法

エ 植物維持管理計画の具体化検討案の作成

協会が策定する植物維持管理計画の策定補助業務として、以下の項目について、具体化検討案の作成を行う。

(ア) 植物維持管理体制

- ・作業員と維持管理作業者の情報共有及び課題抽出の体制
工区ごとの現場代表者と作業員が本博覧会の会期中毎日行う情報共有（植物監理者からの伝達事項。例えば、イベント実施情報や作業区域・内容）及び課題抽出（現場作業員からの植物等の生育情報や植替え時期の上申）の体制（案）を作成する。
- ・全体会議、工区会議、その他打合せの頻度や内容
- ・植物管理受託業者（協会業務受託者及び出展者業務受託者）間の工程調整
- ・全植物維持管理作業者の監理体制
通門管理、作業管理ルール、植物維持管理者教育（現場作業やルールの説明等）、負担金方式の協会が受託した場合の運用方法 等
- ・植え替え作業及び植物搬入スケジュール
※植え替え頻度等は、別途検討される各実施設計を基に作成。
- ・植物バックヤードの植物養生・維持管理の具体的手法
- ・植物維持管理の発注方法の検討

(イ) 屋内外展示・出展に関わる植物維持管理

主催者が管理する展示園等の特殊な屋内外展示の植物維持管理について検討する。また、協会と各出展者による出展等の植物維持管理について各事業主体との役割分担を検討する。検討にあたっては、別途検討される展示園・出展等の各種計画もしくは設計業務を基に行うこと。

- ・展示園等における特殊性を踏まえた植物維持管理の手法
- ・各事業主体との役割分担等
- ・展示・出展を主体的に担当する別途業務及び部署との調整

(ウ) 植物再利用・廃棄計画

別途検討される本博覧会の廃棄計画と連携し、各植物計画で発生が予想される

廃棄物を対象に、植物の移設を含む再利用等を踏まえた植物再利用・廃棄計画の具体化を行う。

- ・植物廃棄方法（協会が管理する植物を対象とする）
- ・植物再利用・移設方法（協会以外の主体への移設を含む）
- ・植物廃棄総量及び廃棄料金（協会が管理する植物を対象とする）

※「(1)のイの(ウ)植物に関するサステナビリティの検討」を反映すること。

オ 植物運営関連業務の検討

別途検討される本博覧会のボランティア計画と並行して、植物維持管理等のボランティア運営計画の検討案を作成する。また、別途検討される会場運営計画と連動して、植物に関する情報提供や個別サインの在り方について検討する。

- ・受け入れ可能なボランティア項目の作成、必要人数の推計
（例）植物施工、植物維持管理、植物運営に関するボランティア項目等
- ・ボランティア受入の必要項目のリスト化（内容、課題、解決案等を明記）
- ・植物運営方法の検討（(仮称)植物情報センター機能の在り方等）
- ・植物サインの検討（情報提供方法、個別サインの在り方）

カ 本業務の遂行に必要となる与件・諸元の設定の支援

本業務の遂行上、発注者の意思決定が必要となるサービス水準などの与件・諸元の設定支援を行う。

設定が必要な与件・諸元は、数字の根拠、目的、算定内訳等を示し、発注者等が採否の判断ができるように、メリット・デメリット、収入・コスト等を整理する。

(2) 植物監理（進行管理）運営補助

ア 植物供給者との調整補助

- ・植物供給者の決定手法の検討補助
- ・委託者と植物供給者との契約に関する補助
- ・植物供給者との打ち合わせ（年12回程度）への臨席、事前調整、資料作成、議事録作成等
- ・協会が植物調達に関するヒアリングを主催する場合の運営補助（資料作成、会議参加、議事録作成等）

イ 関連事業との調整補助

並行して具体化される会場設計、環境影響評価（アセスメント）、展示計画、出展計画、各規則関係（特別規則第7、11号等）、都市公園事業（横浜市）等との調整に必要な会議（月2回程度）への臨席、事前調整、資料作成、各植物計画への反映等を行う。

(3) 植物調達運営補助

ア 植物調達リストの作成補助

協会が植物供給者へ提示するために作成する調達植物リストについて、その検討に資する案について作成する。作成に当たっては、神奈川県、首都圏及び全国の生

産情報を勘案しながら、原則として実施設計（設計植物リスト等）と調整を図るとともに、植物供給者等との調整も踏まえるものとする。

なお、当該案には、必要に応じて展示や植物調達の観点から設計内容の確定に関わらず、使用すべき材料として先行的に手配すべき植物を含めるものとする。

○第1期（樹木等）：8月頃 ※設計の進捗により前後する。

○第2期（地被植物）：12月頃 ※同上

- ・会場計画に関連する各種植栽実施計画を踏まえた品目、品種、調達数量（設計数量＋予備数量）、園芸分類、納品時の検査規格（鉢径、高さ、葉張）、鑑賞規格、調達時期、生産開始時期、花（実）期、花（葉）色等を記載した植物調達リスト案の作成（設計・調達の双方で統一したフォーマットも作成する）

イ 早期調達植物発注補助

- ・協会が作成する、2023～2024年度に発注を予定している植物（以下、「早期調達植物」）の発注に必要な項目を記載した「早期調達植物リスト」について、その検討に資する案を作成する。
 - ・早期調達植物リストは「(3)のア 植物リストの作成・更新」で作成した案から必要項目を抜き出し、かつ、早期調達が必要な理由を併記して作成
 - ・設計図書の作成補助
- ※早期調達植物リストを踏まえ、生産・管理等を含む調達スケジュールを立案。

(4) 試験植栽の運営補助

協会の指定する組織との連携で試験植栽を2024年3月～2025年9月に実施予定であり、500～1,000㎡の敷地面積に対する試験植栽の運営補助を行う。

ア 試験植栽の実実施計画作成補助

- ・試験栽培の検討（審査項目、実施方法、対象植物への助言 等）
- ・試験植栽敷地の計画図作成
- ・圃場準備施工委託の発注補助（設計図書の作成補助含む）
- ・試験植栽数量の算定

イ 試験実施運営補助

現在の計画では、2023年10月ごろから試験植栽地への植え込みを開始し、月1回程度、簡易測定・記録を行う。2024年3月中旬ごろに1回、審査委員会を実施し、各植物や実験区の詳細な測定・記録・審査を行う。なお、月1回の簡易測定・記録は本業務に含まない。

- ・実施準備補助（試験区画の配置図作成、品種名板の作成等）
- ・エントリー受付整理補助（エントリー名簿や品種の整理、試験区振り分け等）
- ・審査委員会運営補助（審査補助、委員への謝礼等）

※審査委員会の詳細については、委託者と協議の上、業務内容を決定する。

ウ 報告書作成

- ・試験結果のとりまとめ
- ・各植栽設計及び植物調達への反映方法の整理等

- (5) 植物アドバイザーボード（仮称）の設立補助及び運営補助
植物の知見・経験がある有識者8名程度で構成される、植物に対する助言をいただく場である委員会の設立補助及び運営補助業務を行う。

ア 植物アドバイザーボード（仮称）の設立補助

- ・委員候補者決定及び調整補助
- ・運営方法の検討（開催方法、設置要綱、運営体制図、謝金の設定等）

イ 植物アドバイザーボード（仮称）の運営補助

- ・開催補助（委員への連絡、謝礼の支払、議事録作成等）
- ・意見の取りまとめ

※会議の開催は年4回程度を予定。

- (6) 打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で月2回程度、定期的に打合せ等を行うほか、必要に応じて実施する。打合わせにおいては、委託者と協議の上、WEB会議も可能とする。

また、必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行い、ヒアリングの実施に伴う費用は本業務に含むものとする。打合せ・ヒアリングの都度、議事録を受託者が作成し、次回打合せを目途に提出すること。

- (7) 報告書とりまとめ

本業務について、報告書に取りまとめる・資料は図表等を用いて、分かりやすく作成するとともに、積算方法等は根拠が分かるよう整理すること。また、2024年度に向けた課題や引継事項、公式記録に残す内容の精査についても記載すること。なお、図面等でA4判では判別しづらい場合は、A3判の差し込みや別冊も可とする。

4 成果品

- (1) 報告書（A4判・ドッジファイル製本） 5部
- (2) 本委託業務により作成した資料の電子データ（DVD等格納） 2式
（Microsoft Office、Illustrator、CAD等で編集可能データも格納すること）
- (3) その他、業務履行過程の資料で委託者が必要と認めるもの

5 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に拘らず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 管理技術者は委託期間中の業務経過内容全般を把握し・委託の計画の整合及び調整を行い、委託者や及び各業務との連絡調整等を行うこととする。なお、管理技術者はプロポーザルで提案された者とし、変更することはできない。
- (3) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出展等はすべて明確にすること。
- (4) 受託者は、業務を進めるにあたり、委託者と受託者で適宜打合せ等を行う。その際、委託者と協議の上、WEB会議も可能とする。また、必要に応じて、関係者等へのヒ

- アリングを行う。打合せ・ヒアリング等の都度、議事録を受託者が作成する。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会及び横浜市等が発注する他の業務等と関連する内容について、他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
 - (6) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
 - (7) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
 - (8) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
 - (9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
 - (10) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
 - (11) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。
 - (12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して委託者の了承なしにこれを公開しないこと。

6 参考

- (1) 上位構想、既往計画等
 - ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018(平成30)年3月)
 - イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019(令和元)年7月)
 - ウ 国際園芸博覧会検討会報告書（2020(令和2)年2月)
 - エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020(令和2)年3月)
 - オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021(令和3)年5月)
 - カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)(2022(令和3)年6月)
 - キ 横浜国際園芸博覧会協会基本計画（2023年1月）
- (2) 関係規則等
 - ア AIPH規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
 - イ コンペティション ガイドライン (Annex VII - Competition Guidelines)
 - ウ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
 - エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則

- ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
- なお、規則関係の更新に注意すること。

(3) 関連するウェブサイト

○公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○横浜市都市整備局「国際園芸博覧会の開催」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>

○横浜市都市整備局「旧上瀬谷通信施設」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>

○横浜市環境創造局「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>

○農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html

○国土交通省「国際園芸博覧会」

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html

○AIPH (国際園芸家協会)

<http://aiph.org/>

○BIE (博覧会国際事務局)

<https://www.bie-paris.org/site/en/>